

会員様全員必見!!! 影響があるかもしれない

## 消費税インボイス制度について

☆売上先や不動産貸付先※が事業者（個人事業主・会社（法人））の会員様

（※駐車場・事務所・店舗契約等）

→相手先の消費税の申告方式によりインボイス制度に対応する必要がある

可能性があります。制度の詳細をご確認下さい。

☆売上先や不動産貸付先が個人消費者のみの会員様

→制度開始により売上先から受ける影響は低いと考えられます。

☆支払う側の時・一般（本則）課税にて消費税を申告納税される会員様

→特例を除き仕入経費の支払先へインボイスに対応した請求書や領収

書を求める必要がある可能性があります。制度の詳細をご確認下さい。

☆支払う側の時・簡易課税にて消費税を申告納税される会員様

→制度開始による仕入経費の支払先への影響は低いと考えられます。

※免税事業者の会員様は仮にインボイスを登録された後をご想定の上 ご参照下さい。

### ！ポイント！

インボイス制度開始により、現在お取引されている売上先や支払先の立場が

現状と変わり、無関係と思っていた方が一転インボイスの影響を受ける

可能性もございます。状況が変わりました際には、変更後の状況を上記☆の

項目にあてはめてご確認ください。また、税務署への届出締切等もございます

ので制度に関する情報収集をお早めをお願い致します。

# 消費税の課税事業者(消費税申告・納税義務者)の方はもちろん免税事業者(消費税申告・納税免除者)の方も『インボイス制度』が関係します！！

令和5年3月31日までにインボイス制度登録申請をしなければ令和5年10月1日から登録を受けられません。

 青色申告会で登録申請の手続きが出来ますので、随時ご来会下さい。

ご来会の際、マイナンバーカードをご持参下さい。(お持ちでない方はマイナンバー通知カードと運転免許証や健康保険証など身元確認書類)

そもそも『インボイス』って何？

正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。現行の区分記載請求書に「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が追加されたものです。

『インボイス制度』って何？

取引相手からインボイスを求められたときは交付しなければなりません。  
免税事業者の方は原則として消費税課税事業者選択届出書を提出しなければインボイス登録が出来ません(課税事業者を選択することにより消費税の申告・納付が必要になります)

【参考】消費税額の計算方法(一般課税の場合)

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

(売上税額)                      -                      (仕入税額)

インボイス制度に関するお問合せ・一般的なご相談

電話相談センター **専用ダイヤル** 0120-205-553 (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> インボイス制度特設サイト



電話・受付 午前9時~午後4時(土日祝除く)

〒173-0001 板橋区本町38-5 TEL 3963-5345

公益社団法人 板橋青色申告会